

新宿区空家等及び廃棄物に起因する管理不全状態にある土地等の適正管理に関する条例 骨子

目的

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」という。）が令和5年に改正、施行された。特措法に定める空家等、特定空家等及び管理不全空家等のほか、特措法では対象外となる長屋※の住戸やごみ屋敷も含めた適正な管理を推進するため、現行の空き家等適正管理に関する条例を廃止し、新たな条例を制定する。

※長屋とは、廊下等の共用部分がなく、道路等から直接出入りする建物

区の責務

空家等に関する必要な措置、ごみ屋敷の解消、防止に努める
適正な管理に関する知識の普及及び意識の啓発に取り組む

所有者・管理者の責務

周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努める
自らの責任において、特定空家等又は管理不全空家等の状態を解消
国、都、区の実施する空家等に関する施策への協力

（参考）空家等対策の推進に関する特別措置法（改正特措法） 令和5年12月13日施行

所有者の責務強化

これまでの「適切な管理の努力義務」に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務

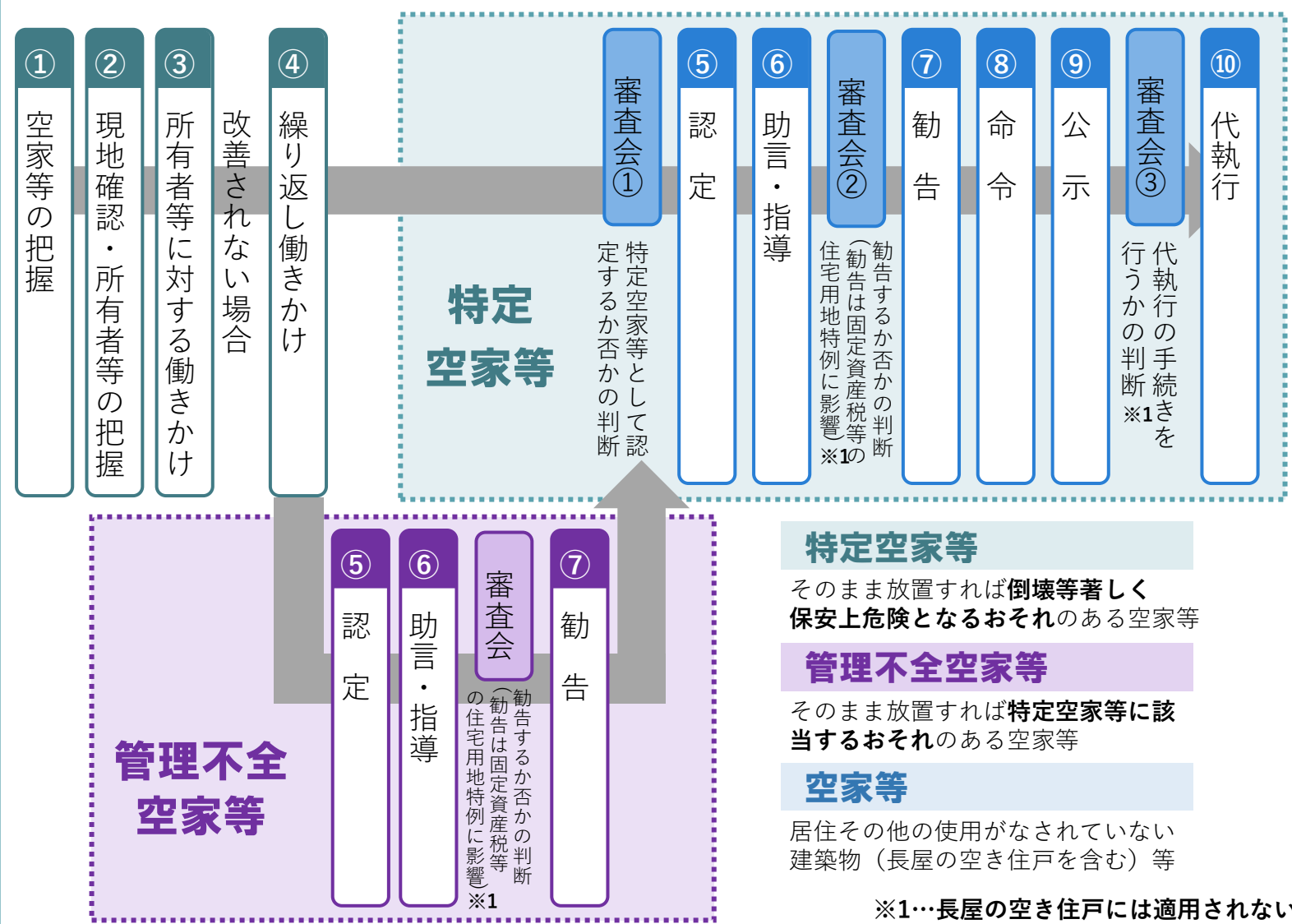
管理の確保

- 特定空家化を未然に防止する管理：放置すれば特定空家になるおそれのある空家を管理不全空家と定義し、市区町村長から、管理指針に即した措置を指導・勧告
- 勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例（1/6等に減額）を解除

特定空家の除却等

- 命令等の事前手続きを経るいとまがない緊急時の代執行制度の創設
- 市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等の管理・処分

■ 特定空家等及び管理不全空家等への対応の流れ



■ 居住者のいるごみ屋敷※2への対応の流れ

